

後援・協賛・協力及び共催等名義使用の取扱規程

日本通信教育学会における後援・協賛・協力及び共催等(以下「後援等」という)の名義を使用する際の条件等について以下の通り定める。

1. (主催者)

主催者については、次のいずれかに該当する団体とする。

- ①国及び地方公共団体
- ②教育・研究機関
- ③学術団体
- ④民間企業
- ⑤公益法人、特定非営利活動法人及びこれに準じる団体。但し、政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体を除く。
- ⑥その他会長が適すると認めたもの

2. (事業)

事業については、次のいずれかに該当するものとする。

- ①内容として、通信教育の分野・領域に関連したテーマであり、国内外の通信教育に関する知識・情報を提供するもの
- ②その他会長が適すると認めたもの

3. (申請手続き)

申請手続きについては、以下の通りとする。

- ①後援等名義の使用承認を受けようとする者は、名義を使用する日の原則として 30 日前までに申請書(任意様式)を事務局へ提出する。
- ②申請書を基に、会長、副会長、事務局長による承認を経て、正式な承認を行う。
- ③承認された場合には申請許可メールを発行する。

4. (承認条件等)

承認条件等については、以下の通りとする。

- ①後援等名義の使用承認期間は、承認した日から申請事業の終了する日までとする。
- ②後援等名義使用のポスター・チラシ等印刷物を作成する場合は、事前にその原稿を提出する。
- ③申請事業計画に変更があった場合は、直ちに文書(メール)により事務局へ届け出る。
- ④申請事業の実施内容が申請内容と著しく異なっている場合は、名義使用の取り消しをすることがある。
- ⑤申請事業が終了した後、原則して30日以内に報告書(任意様式)を事務局へ提出する。
- ⑥財政的支出が伴う名義使用の場合は、事務局長の判断により当該年度の予備費の範囲内で支出することが出来る。
- ⑦主催者により、営利目的とした事業における後援等名義を使用する場合は、事務局長の判断により申請料を徴収することがある。

5. (その他)

- ①本規程にて取り決めの無い事項については、会長・副会長・事務局長を協議して対応する。
- ②本規程を変更する場合は、理事会の議を経て、改訂するものとする。

本規程は、2025年7月1日から施行する。

以上